

# 福岡県公報

令和 6 年 8 月 16 日  
第 522 号

## 目 次

### 告 示 (第510号・第511号)

○保安林予定森林の所在場所等	(農山漁村振興課) ……………	1
○道路の区域の変更	(道路維持課) ……………	2
<b>公 告</b>		
○競争入札参加者の資格等	(総務事務厚生課) ……………	2
○一般競争入札の実施	(教育庁施設課) ……………	4
○競争入札参加者の資格等	(総務事務厚生課) ……………	6
○一般競争入札の実施	(教育庁施設課) ……………	8
○建築基準法に基づく道路の指定	(建築指導課) ……………	11
○建築基準法に基づく道路の位置の指定	(建築指導課) ……………	11
○私道の廃止及び変更の承認	(建築指導課) ……………	12
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) ……………	13
○県営土地改良事業計画の決定	(農村森林整備課) ……………	13
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) ……………	13
○建設業者の営業所の不確知	(建築指導課) ……………	14
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) ……………	14
○公共測量の実施	(県土整備総務課) ……………	14
○公共測量の実施	(県土整備総務課) ……………	14
○公共測量の実施	(県土整備総務課) ……………	15
○公共測量の実施	(県土整備総務課) ……………	15
○公共測量の実施	(県土整備総務課) ……………	15
○大規模小売店舗立地法第 6 条第 1 項の規定に基づく変更の届出		

	(中小企業振興課) ……………	15
○大規模小売店舗立地法第 6 条第 1 項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課) ……………	16
○大規模小売店舗立地法第 6 条第 1 項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課) ……………	16
○大規模小売店舗立地法第 6 条第 1 項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課) ……………	16
○大規模小売店舗立地法第 6 条第 1 項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課) ……………	17
○大規模小売店舗立地法第 6 条第 1 項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課) ……………	17
○大規模小売店舗立地法第 6 条第 1 項の規定に基づく変更の届出	(都市計画課) ……………	18
<b>再 掲</b>		
○福岡県災害救助法施行細則に基づく救助の程度等の一部改正	(福祉総務課) ……………	18

## 告 示

### 福岡県告示第510号

保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

令和 6 年 8 月 16 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 保安林予定森林の所在場所  
豊前市大字上川底1617の1
- 2 指定の目的  
水源の<sup>かん</sup>涵養
- 3 指定施業要件  
(1) 木の伐採の方法  
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

大字上川底1617の1（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は、定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び豊前市役所に備え置いて縦覧に供する。）

### 福岡県告示第511号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

令和6年8月16日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
飯 塚 県 道		大日寺潤野塚線	前	飯塚市枝国501番14先から 飯塚市枝国495番8先まで	18.8 ～ 26.3	12.5
			後	飯塚市枝国501番14先から 飯塚市枝国495番8先まで	18.8 ～ 26.3	12.5

公 告

### 公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第

372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

令和6年8月16日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 調達をする物品等又は特定役務の種類

令和6年度生徒実習用パソコン等賃貸借契約

2 競争入札参加者の資格

(1) 競争入札に参加することができない者

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者（特別の理由がある場合を除く。）

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者であって、当該期間を経過していないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの（それぞれアに該当する者を除く。）

エ 次に掲げる法律の規定により届出の義務が課されたものであって、当該届出の義務を履行していない者

① 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条

② 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条

③ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条

オ 県内の市町村において個人住民税（個人県民税及び個人市町村民税）を特別徴収すべき者に対して給与の支払を行っている者であって、地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4に規定する特別徴収義務者の指定を受けていないもの（特別の理由がある場合を除く。）

カ 競争入札参加資格審査申請書（電子計算処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。以下同じ。）と入札参加資格を得ようとする者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。）による電磁的記録を含む

- 。)及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- キ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- ク 消費税及び地方消費税に未納のある者
- ケ 福岡県内に事業所を有する者であって、福岡県の県税に未納のあるもの
- (2) 競争入札参加資格審査事項については、次のとおりとする。
- ア 従業員数
- イ 年間売上高
- ウ 自己資本金
- エ 流動比率
- オ 経営年数
- カ 地域貢献活動項目(具体的な内容については、知事が別に定める。)
- 3 競争入札参加資格審査の申請方法等
- (1) 申請方法
- 次の書類を知事に提出するものとする。
- ア 競争入札参加資格審査申請書(様式第1号)
- イ 法人にあつては登記事項証明書(3か月以内に発行された原本又は写し)、個人にあつては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書(3か月以内に発行された原本又は写し)
- ウ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状(様式第2号)
- エ 県税に未納のないことの証明書(3か月以内に発行された原本又は写し)並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書(3か月以内に発行された原本又は写し)
- オ 社会保険等加入状況報告(誓約)書(様式第10号)及び確認資料
- カ 個人住民税特別徴収実施申告(誓約)書(様式第11号)及び確認資料
- キ 法人にあつては財務諸表の写し(申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分)、個人にあつては貸借対照表(申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの)(様式第3号)及び所得税確定申告書の写し(申請書提出日の属する年の直前2か年分)

- ク 障がい者の雇用状況の報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障がいのある方を雇用しているときには、障がい者雇用状況調査票(様式第4号)
- ケ 営業概要表(様式第5号)
- コ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあつては、官公需適格組合用営業概要表(様式第6号)及び官公需適格組合証明書(物品関係)の写し等
- サ 印刷業明細表(印刷業のみ)(様式第7号)
- シ ビル清掃管理業明細表(ビル清掃管理業のみ)(様式第8号)
- ス 暴力団排除に関する誓約書(役員名簿)(様式第9号)
- セ 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し
- ソ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿
- タ ISO9000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し
- チ 福岡県物品関係競争入札参加者の格付及び指名等に関する要綱の付表の区分にあるものに係る評価申請書等(ただし、障がい者雇用はクに掲げるもの)
- ツ 返信用封筒(434円切手を貼付した長形3号封筒)
- (2) 申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先
- 福岡県総務部総務事務厚生課調達班
- 〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
- (電話番号)092-643-3092(ダイヤルイン)
- 申請書は、福岡県庁ホームページ(<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>)からダウンロードすることにより入手することができる。
- (3) 申請書の受付期間
- この公告の日から令和6年9月4日(水曜日)までとする。
- ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、競争入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。
- 4 競争入札参加資格審査結果の通知
- 競争入札参加資格決定通知書により通知(郵送)する。
- 5 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続
- (1) 競争入札参加資格の有効期間

競争入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和7年10月末日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、令和7年7月中に実施する福岡県競争入札参加資格審査の申請をすること。

**公告**

政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

令和6年8月16日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 競争入札に付する事項

(1) 契約事項の名称

令和6年度生徒実習用パソコン等賃貸借契約

(2) 契約内容及び特質等

入札説明書による。

(3) 契約期間

令和7年3月1日から令和13年3月31日まで

(4) 履行場所

入札仕様書による。

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（令和6年4月福岡県告示第244号）に定める資格を得ている者（令和5年度競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の競争入札参加資格審査申請書に必要な事項を記入の上、次の部局へ提出すること。

・申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先  
福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

（電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロードすることにより入手することができる。

4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

令和6年9月25日（水曜日）現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、業種及び等級が次の条件を満たす者

大分類	中分類	希望業種名	等級
05	01	電気器具	AA、A
05	02	電気通信機器	AA、A
13	08	リース・レンタル	AA、A

(2) 当該賃貸借物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者

(3) 納入する賃貸借物品に係る保守、点検、修理その他アフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者

(4) 納入しようとする物品が1の(2)の仕様書に示した物品であることを証明する仕様申立書を下記5に掲げる者に令和6年9月12日（木曜日）午後3時00分までに提出して承認を受けた者

・仕様申立書の提出場所及び仕様申立書に関する問い合わせ先

福岡県教育庁教育総務部施設課

〒812-8575 福岡市博多区東公園7番7号

（電話番号）092-643-3880

（FAX）092-641-2934

なお、提出した仕様申立書について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者
- (6) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者
- 5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称  
福岡県教育庁教育総務部施設課（県庁行政棟4階）  
〒812-8575 福岡市博多区東公園7番7号  
（電話番号）092-643-3880（ダイヤルイン）  
（FAX） 092-641-2934
- 6 契約条項を示す場所  
5の部局とする。
- 7 入札説明書の交付  
令和6年8月16日（金曜日）から令和6年8月30日（金曜日）までの福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条に規定する休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで5の部局で交付する。
- 8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- 9 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法
- (1) 提出場所  
5の部局とする。
- (2) 提出期限  
令和6年9月25日（水曜日）午前10時30分
- (3) 提出方法  
持参（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。提出期限内必着）で行う。
- 10 開札の場所及び日時
- (1) 場所  
福岡市博多区東公園7番7号

福岡県庁4階 教育庁第一会議室

(2) 日時

令和6年9月25日（水曜日）午前11時00分

11 落札者が不在の場合の措置

開札をした場合において落札者が不在ときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により、直ちに、再度の入札を行う。

12 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額（税込み）の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額（税込み）の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

13 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、11により再度入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

(1) 入札金額の記載がない入札又は入札金額を訂正した入札

(2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札

- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金又はこれに代わる担保の納付が見積金額（税込み）の100分の5に達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札。

なお、落札者が契約締結前に指名停止となった場合は、落札者としての権利を失うものとし、契約を締結しない。

- (9) 入札書の日付がない入札又は日付に記載誤りがある入札

#### 14 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

#### 15 その他

- (1) 契約書の作成を要する。落札者は暴力団排除条項を記載した誓約書を提出すること。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。なお、同協定に基づいて設置した福岡県政府調達苦情検討委員会への苦情申し立てについては、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載している。
- (3) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合、調達手続の停止等があり得る。
- (4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県

の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。

- (5) その他、詳細は入札説明書による。

#### 16 Summary

- (1) The name of a contract matter  
Leasing and maintenance of computer systems and related equipment for use in public schools in Fukuoka Prefecture
- (2) Time Limit of Tender :  
10 : 30 on September 25, 2024
- (3) Contact Point for the Notice : Facilities Management Division, Fukuoka Prefectural Office  
7 - 7, Higashikoen, Hakata - ku, Fukuoka City, 812 - 8575, Japan  
TEL 092 - 643 - 3880

#### 公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

令和6年8月16日

福岡県知事 服部 誠太郎

#### 1 調達をする物品等又は特定役務の種類

令和6年度ネットワーク機器等賃貸借契約

#### 2 競争入札参加者の資格

- (1) 競争入札に参加することができない者
  - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者（特別の理由がある場合を除く。）
  - イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者であって、当該期間を経過していないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

- ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの（それぞれアに該当する者を除く。）
- エ 次に掲げる法律の規定により届出の義務が課されたものであって、当該届出の義務を履行していない者
- ① 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条
  - ② 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条
  - ③ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条
- オ 県内の市町村において個人住民税（個人県民税及び個人市町村民税）を特別徴収すべき者に対して給与の支払を行っている者であって、地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4に規定する特別徴収義務者の指定を受けていないもの（特別の理由がある場合を除く。）
- カ 競争入札参加資格審査申請書（電子計算処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。以下同じ。）と入札参加資格を得ようとする者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。）による電磁的記録を含む。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- キ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- ク 消費税及び地方消費税に未納のある者
- ケ 福岡県内に事業所を有する者であって、福岡県の県税に未納のあるもの
- (2) 競争入札参加資格審査事項については、次のとおりとする。
- ア 従業員数
  - イ 年間売上高
  - ウ 自己資本金
  - エ 流動比率
  - オ 経営年数
  - カ 地域貢献活動項目（具体的な内容については、知事が別に定める。）
- 3 競争入札参加資格審査の申請方法等
- (1) 申請方法
- 次の書類を知事に提出するものとする。

- ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）
- イ 法人にあつては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあつては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- ウ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）
- エ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- オ 社会保険等加入状況報告（誓約）書（様式第10号）及び確認資料
- カ 個人住民税特別徴収実施申告（誓約）書（様式第11号）及び確認資料
- キ 法人にあつては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあつては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）
- ク 障がい者の雇用状況の報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障がいのある方を雇用しているときには、障がい者雇用状況調査票（様式第4号）
- ケ 営業概要表（様式第5号）
- コ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあつては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等
- サ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）
- シ ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）
- ス 暴力団排除に関する誓約書（役員名簿）（様式第9号）
- セ 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し
- ソ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿
- タ ISO9000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し
- チ 福岡県物品関係競争入札参加者の格付及び指名等に関する要綱の付表の区分にあるものに係る評価申請書等（ただし、障がい者雇用はクに掲げるもの）

- ツ 返信用封筒（434円切手を貼付した長形3号封筒）
- (2) 申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先  
福岡県総務部総務事務厚生課調達班  
〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号  
（電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）  
申請書は、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロードすることにより入手することができる。
- (3) 申請書の受付期間  
この公告の日から令和6年9月4日（水曜日）までとする。  
ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、競争入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。
- 4 競争入札参加資格審査結果の通知  
競争入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。
- 5 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続
- (1) 競争入札参加資格の有効期間  
競争入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和7年10月末日までとする。
- (2) 有効期間の更新手続  
(1)の有効期間の更新を希望する者は、令和7年7月中に実施する福岡県競争入札参加資格審査の申請をすること。

**公告**

政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

令和6年8月16日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 競争入札に付する事項

- (1) 契約事項の名称  
令和6年度ネットワーク機器等賃貸借契約

- (2) 契約内容及び特質等  
入札説明書による。
- (3) 契約期間  
令和7年3月1日から令和13年3月31日まで
- (4) 履行場所  
入札仕様書による。
- 2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）  
福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（令和6年4月福岡県告示第244号）に定める資格を得ている者（令和5年度競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）
- 3 入札参加資格を得るための申請の方法  
2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入の上、次の部局へ提出すること。  
・申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先  
福岡県総務部総務事務厚生課調達班  
〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号  
（電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）  
申請書は、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロードすることにより入手することができる。
- 4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）  
令和6年9月25日（水曜日）現在において、次の条件を満たすこと。
- (1) 2の入札参加資格を有する者のうち、業種及び等級が次の条件を満たす者

大分類	中分類	希望業種名	等級
05	01	電気器具	AA、A

05	02	電気通信機器	AA、A
13	08	リース・レンタル	AA、A

- (2) 当該賃貸借物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者
- (3) 納入する賃貸借物品に係る保守、点検、修理その他アフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者
- (4) 納入しようとする物品が1の(2)の仕様書に示した物品であることを証明する仕様申立書を下記5に掲げる者に令和6年9月12日（木曜日）午後3時00分までに提出して承認を受けた者
- ・仕様申立書の提出場所及び仕様申立書に関する問い合わせ先  
福岡県教育庁教育総務部施設課  
〒812-8575 福岡市博多区東公園7番7号  
（電話番号）092-643-3880  
（FAX） 092-641-2934
- なお、提出した仕様申立書について説明を求められたときは、これに応じなければならぬ。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者
- (6) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者
- 5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称  
福岡県教育庁教育総務部施設課（県庁行政棟4階）  
〒812-8575 福岡市博多区東公園7番7号  
（電話番号）092-643-3880（ダイヤルイン）  
（FAX） 092-641-2934
- 6 契約条項を示す場所  
5の部局とする。
- 7 入札説明書の交付

- 令和6年8月16日（金曜日）から令和6年8月30日（金曜日）までの福岡県の休日
- を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条に規定する休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで5の部局で交付する。
- 8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- 9 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法
- 提出場所  
5の部局とする。
  - 提出期限  
令和6年9月25日（水曜日）午後3時00分
  - 提出方法  
持参（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。提出期限内必着）で行う。
- 10 開札の場所及び日時
- 場所  
福岡市博多区東公園7番7号  
福岡県庁4階 教育庁第一会議室
  - 日時  
令和6年9月25日（水曜日）午後3時30分
- 11 落札者がいない場合の措置  
開札をした場合において落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により、直ちに、再度の入札を行う。
- 12 入札保証金及び契約保証金
- 入札保証金  
見積金額（税込み）の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。  
ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額（税込み）の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合  
イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人

等を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件以上)したことを証明する書面(当該発注者が交付した証明書)を提出する場合

## (2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの)を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人等を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件以上)したことを証明する書面(当該発注者が交付した証明書)を提出する場合

## 13 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、11により再度入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

- (1) 入札金額の記載がない入札又は入札金額を訂正した入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金又はこれに代わる担保の納付が見積金額(税込み)の100分の5に達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者(開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。)及び虚偽の申請を行った者がした入札。

なお、落札者が契約締結前に指名停止となった場合は、落札者としての権利を失うものとし、契約を締結しない。

- (9) 入札書の日付がない入札又は日付に記載誤りがある入札

## 14 落札者の決定の方法

(1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

## 15 その他

- (1) 契約書の作成を要する。落札者は暴力団排除条項を記載した誓約書を提出すること。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関(WTO)協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。なお、同協定に基づいて設置した福岡県政府調達苦情検討委員会への苦情申し立てについては、福岡県庁ホームページ(<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>)に掲載している。
- (3) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合、調達手続の停止等があり得る。
- (4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報(公知の事実を除く。)を漏らしてはならない。
- (5) その他、詳細は入札説明書による。

## 16 Summary

- (1) The name of a contract matter  
Leasing and maintenance of network devices and related equipment for use in public schools in Fukuoka Prefecture
- (2) Time Limit of Tender :  
15 : 00 on September 25, 2024
- (3) Contact Point for the Notice : Facilities Management Division, Fukuoka Prefectural Office  
7 - 7, Higashikoen, Hakata - ku, Fukuoka City, 812 - 8575, Japan  
TEL 092 - 643 - 3880

公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定に基づき、次のように道路を指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条第1項の規定により公告する。

令和6年8月16日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	指定年月日	指定期間	道路の位置	道路の延長(m)	道路の幅員(m)
5那整第1593号-2	令和5年12月21日	令和7年12月21日まで	起点：大野城市東大和利二丁目1602番地内 終点：大野城市東大和利二丁目1612番地内	281	24.5～28.8
5那整第1593号-3	令和5年12月21日	令和7年12月21日まで	起点：大野城市東大和利二丁目1605番地内 終点：大野城市東大和利二丁目1605番地内	18.7	9.0～9.6
5南整柳第88号-7	令和6年1月19日	令和7年12月31日まで	起点：みやま市瀬高町小川1023-1地先 終点：みやま市瀬高町小川1028-3地先	180	4.0～11.0
5南整柳第88号-8	令和6年1月25日	令和8年1月31日まで	起点：柳川市大和町栄字北深町96-3 終点：柳川市大和町塩塚字深町1325-2	230	12.75～15.00
5南整柳第88号-9	令和6年3月8日	令和7年3月31日まで	起点：柳川市西蒲池1017番1先 終点：柳川市西蒲池1030番1先	131.7	10.75～13.75
5南整柳第88号-10	令和6年3月12日	令和8年3月31日まで	起点：三潞郡大木町大字大角1151番10先 終点：三潞郡大木町大字上八院1857番1先	563.0	13.0～35.5
5南整柳第88号-11	令和6年3月27日	令和8年3月31日まで	起点：柳川市新外町4-5 終点：柳川市新外町4-15	26.0	4.0
5女整第271号-6	令和6年3月12日	令和8年2月28日まで	起点：八女市龍ヶ原227-7 終点：八女市龍ヶ原60-11	255.0	15.7～18.4

5京整第27号-2	令和6年2月8日	令和7年3月31日	起点：京都郡菟田町大字新津546-4地先 終点：京都郡菟田町大字新津546-6地先	42.0	16.0～16.7
5京整第27号-3	令和6年3月21日	令和7年12月31日	起点：上毛町大字垂水1320番地4 終点：上毛町大字宇野799番地5	148.4	17.10～19.00
5田整第358号-3	令和6年3月25日	令和8年3月31日まで	①：起点：田川郡糸田町1894-1 終点：田川郡糸田町1902-3 ②：起点：田川郡糸田町1911-31 終点：田川郡糸田町1911-31	①：47.54 ②：47.43	①：9.67～9.69 ②：9.09～9.09

公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定に基づき、次のように道路の位置を指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条第1項の規定により公告する。

令和6年8月16日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	指定年月日	道路の位置	道路の延長(m)	道路の幅員(m)
5福整第23号-6	令和5年11月29日	糟屋郡須恵町大字上須恵字東原205番1、205番2	42.20	6.00
5福整第23号-7	令和6年1月18日	糸島市二丈深江五丁目2159番4	20.000	4.001
5福整第23号-8	令和6年3月18日	糟屋郡粕屋町大字袖須字古賀37番5、38番5、43番3	12.35	4.00～4.06
5北整第33号-12	令和6年1月10日	遠賀郡水巻町猪熊五丁目193番4	60.57	6.00
5北整第33号-13	令和6年1月10日	福津市宮司四丁目809番1、809番11、809番12、水路の一部	58.43	6.00
5北整第33号-14	令和6年3月28日	福津市宮司四丁目883番10、道の一部	35.87	6.00～10.01

5 飯整第104号 - 8	令和6年1月23日	嘉穂郡桂川町大字土居字チサノキ410-9、字子ヤ457-1、457-2の一部、456-2の一部、456-3、水路の一部	63.00	6.00
5 南整柳第385号 - 3	令和6年1月29日	大川市大字向鳥字明神前1225番14、1225番15、1226番11、1226番12、1226番14	27.75	6.01~6.05
5 女整第83号 - 20	令和6年1月15日	八女郡広川町大字久泉字上牟田963番1	68.57	6.00~6.01
5 女整第83号 - 21	令和6年3月5日	筑後市大字水田字下町357番1、358番1、361番1の一部(水路)	61.28	6.06~6.20
5 女整第83号 - 22	令和6年3月7日	筑後市大字熊野字屋敷990-7、990-9、991-4	58.88	6.00~6.55
5 女整第83号 - 23	令和6年3月21日	筑後市大字羽犬塚字射場ノ本18番4地先道路の一部、18番6地先水路、18番4、18番5、18番6、筑後市大字前津字堀口393番9の一部、筑後市大字徳久字堀口74番3	65.26	6.00
5 朝整第201号 - 9	令和6年2月27日	朝倉市甘木字木船1188番地1、1188番6、1188番8	80.48	6.01~6.02
5 朝整第201号 - 10	令和6年3月1日	朝倉市頓田字高見463番34、463番35	51.20	6.00~6.01
5 朝整第201号 - 11	令和6年3月1日	朝倉市堤字大坪970番15	35.18	6.01~6.32
5 京整第25号 - 14	令和6年2月22日	行橋市大字大野井字清水933番4	28.70	6.00
5 京整第25号 - 15	令和6年3月28日	豊前市大字堀立611番1、611番7	42.92	6.01~6.11
5 田整第1491号	令和6年1月11日	田川市大字川宮713番2、713番22	26.35	4.5

公告

次の私道の廃止及び変更を承認したので、福岡県建築基準法施行細則（昭和26年福岡県規則第1号）第22条第2項の規定により公告する。

令和6年8月16日

福岡県知事 服部 誠太郎

承認番号	承認年月日	申請種別	道路の位置	道路の延長(m)
5 久整第1121号-4	令和6年3月19日	一部廃止	小郡市津古485番68の一部、485番70の一部、485番71の一部、521番1、642番42、692番67の一部、844番2の一部、845番1の一部、845番59の一部、845番67の一部	669.0
5 久整第1121号-5	令和6年3月26日	全部廃止	三井郡大刀洗町大字本郷字稲葉2236番1	41.70
5 飯整第1793号	令和6年3月13日	全部廃止	飯塚市大字川島字久世ヶ浦17-1、18-1、13、14、15、16	159.60
5 飯整第1793号-2	令和6年3月18日	全部廃止	飯塚市大字川島字久世ヶ浦215-1番地	109.10
5 飯整第1793号-3	令和6年3月18日	全部廃止	飯塚市大字上三緒字大堤223番3	65.13
5 飯整第1793号-5	令和6年3月18日	全部廃止	嘉穂郡穂波町大字楽市字池田330番1	38.54
5 飯整第1793号-6	令和6年3月18日	全部廃止	飯塚市大字潤野字三月田275番6	40.00
5 飯整第1793号-7	令和6年3月18日	全部廃止	飯塚市大字潤野字寺場坂1296-65、1296-118、1296-122	85.49
5 飯整第1793号-8	令和6年3月18日	全部廃止	嘉穂郡穂波町若葉206-6、206-11、206-16、204-36、205-9、204-37、205-7、206-12、205-8	127.59
5 飯整第1793号-9	令和6年3月18日	全部廃止	嘉穂郡庄内町大字赤坂字勝島802番2	59.81
5 飯整第1793号-10	令和6年3月18日	全部廃止	飯塚市潤野字寺田852-7、853-6	85.54
5 飯整第1793号-11	令和6年3月18日	全部廃止	飯塚市椿字巡り町158番1、158番3の一部、941番の一部	110.80
5 飯整第1793号-12	令和6年3月18日	全部廃止	飯塚市楽市字八反島362番12、363番5	29.30
5 飯整第1793号-13	令和6年3月18日	全部廃止	飯塚市阿恵字村中91番4	32.77

5 飯整第1793号-14	令和 6 年 3 月 18 日	全部廃止	飯塚市太郎丸字本村399番1	49.80
5 飯整第1793号-15	令和 6 年 3 月 18 日	全部廃止	飯塚市太郎丸字堀ノ前480番1、483番1の一部(用悪水路)	74.79
5 飯整第1793号-16	令和 6 年 3 月 18 日	全部廃止	飯塚市川島字岸本180番2	38.85
5 飯整第1793号-17	令和 6 年 3 月 18 日	全部廃止	飯塚市潤野字卯田63番1	43.07
5 飯整第1793号-18	令和 6 年 3 月 18 日	全部廃止	飯塚市平恒字案内412番2、413番1	22.84
5 飯整第1793号-19	令和 6 年 3 月 18 日	全部廃止	飯塚市綱分1407番11	71.65
5 飯整第1793号-20	令和 6 年 3 月 18 日	全部廃止	飯塚市椿字日上635番46、635番49、635番50、644番5	39.96
5 飯整第1793号-21	令和 6 年 3 月 18 日	全部廃止	飯塚市安恒字川原139番7、120番3の一部、121番の一部	22.14
5 飯整第1793号-22	令和 6 年 3 月 18 日	全部廃止	飯塚市枝国字石ヶ坪601番27、字清田浦619番51、619番52、619番54、619番55、619番56	72.40
5 飯整第1793号-23	令和 6 年 3 月 18 日	全部廃止	飯塚市大日寺字伊土用472-1	36.78
5 飯整第1793号-24	令和 6 年 3 月 18 日	全部廃止	飯塚市秋松字中川原243番1、243番5、243番8、243番9	61.79
5 飯整第1793号-25	令和 6 年 3 月 18 日	全部廃止	飯塚市大字潤野字三月田277-2、277-10	64.97
5 南整柳第517号-2	令和 6 年 3 月 27 日	一部廃止	柳川市新外町4-5地先	20.00
5 朝整第330号-2	令和 6 年 3 月 26 日	全部廃止	朝倉郡筑前町野町字禅門橋1780番1	26.83
5 田整第1890号	令和 6 年 3 月 18 日	一部廃止	田川郡香春町大字高野893-1、893-7、893-8、893-30、893-31、893-32、927-1、927-3、929-3、929-4、929-6、930-3、里道の一部	95.00

### 公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和 6 年 8 月 16 日

福岡県知事 服部 誠太郎

#### 1 開発区域に含まれる地域の名称

福津市福岡南四丁目1232番1、1232番3から1232番26まで、1274番2の一部及び1274番3並びにこれらの区域内の道路・水路である市有地の一部

#### 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

福津市宮司一丁目10番35号

株式会社グランデポ

代表取締役 小野 大智

### 公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

令和 6 年 8 月 16 日

福岡県知事 服部 誠太郎

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営昭和開地区土地改良（農業用排水施設整備）事業計画書の写し	令和 6 年 8 月 16 日から 令和 6 年 9 月 13 日まで	大牟田市役所 産業経済部 農林水産課

### 公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和 6 年 8 月 16 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 開発区域に含まれる地域の名称  
古賀市新原字大田町822番1、822番4、822番5、824番1から824番3まで、825番1、825番3、825番4、826番1、826番3、827番2、827番5、828番1、828番5から828番7まで、828番10から828番12まで、829番1、829番4、838番3、840番4及び1166番12
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
古賀市新原840番地  
社会福祉法人敬愛会  
理事長 三宅 猛

**公告**

建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による建設業の許可を受けた次の建設業者の営業所の所在地を確知できないので、同法第29条の2第1項の規定により公告する。

なお、この公告の日から30日を経過しても当該建設業者から申出がないときは、その許可を取り消すことがある。

令和6年8月16日

福岡県知事 服部 誠太郎

商号	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号
株式会社ミナト	北九州市八幡西区大平台27-7	入江 誠	令和2年10月22日 福岡県知事許可 (般-2) 第105444号

**公告**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和6年8月16日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 開発区域に含まれる地域の名称

行橋市大字津留字ウサリウ229番1から229番3まで、231番9の一部、232番19の一部、232番20の一部、245番7及び245番8、字カキタ122番5の一部、字馬淵123番3の一部並びに字大川原480番1並びにこれらの区域内の水路である市有地の一部

- 開発許可を受けた者の住所及び氏名

神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目18番地14 住生新横浜第2ビル303

ティケイデイ株式会社

代表取締役 古田 卓

**公告**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和6年8月16日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 測量の種類

公共測量（3級基準点測量）

- 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
北九州市若松区響町一丁目	令和6年7月8日から 令和6年8月30日まで

**公告**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和6年8月16日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 測量の種類

公共測量（1級基準点測量、3級基準点測量）

## 2 測量の実施地域及び期間

実 施 地 域	実 施 期 間
北九州市内一円	令和 6 年 5 月 29 日から 令和 7 年 3 月 31 日まで

## 公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、大刀洗町長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和 6 年 8 月 16 日

福岡県知事 服部 誠太郎

## 1 測量の種類

公共測量（基本測量、電子基準点、地殻変動補正パラメータ）

## 2 測量の実施地域及び期間

実 施 地 域	実 施 期 間
三井郡大刀洗町大字守部	令和 6 年 6 月 26 日から 令和 6 年 9 月 30 日まで

## 公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、飯塚市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和 6 年 8 月 16 日

福岡県知事 服部 誠太郎

## 1 測量の種類

公共測量（基準点測量）

## 2 測量の実施地域及び期間

実 施 地 域	実 施 期 間
---------	---------

飯塚市筑穂元吉外2箇所

令和 6 年 6 月 11 日から  
令和 6 年 7 月 31 日まで

## 公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、遠賀川河川事務所長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和 6 年 8 月 16 日

福岡県知事 服部 誠太郎

## 1 測量の種類

公共測量（水準測量）

## 2 測量の実施地域及び期間

実 施 地 域	実 施 期 間
遠賀川河川事務所管内	令和 6 年 3 月 2 日から 令和 6 年 9 月 30 日まで

## 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和 6 年 8 月 16 日

福岡県知事 服部 誠太郎

## 1 届出年月日

令和 6 年 7 月 25 日

## 2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 ゆめタウン久留米

(2) 所在地 久留米市新合川一丁目39番地外

3 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社イズミ 代表取締役 山西 泰明 広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号外118者	株式会社イズミ 代表取締役 山西 泰明 広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号外110者

### 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法附則第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和6年8月16日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 届出年月日

令和6年7月25日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 ゆめタウン大川

(2) 所在地 大川市大字上巻字野口430-1外

3 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社イズミ 代表取締役 山西 泰明 広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号外24者	株式会社イズミ 代表取締役 山西 泰明 広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号外25者

### 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法附則第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和6年8月16日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 届出年月日

令和6年7月25日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 ゆめタウン八女

(2) 所在地 八女市大字蒲原字志ノ江988外

3 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社イズミ 代表取締役 山西 泰明 広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号外20者	株式会社イズミ 代表取締役 山西 泰明 広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号外20者

### 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和6年8月16日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 届出年月日  
令和6年7月25日
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地  
(1) 名 称 ゆめタウン大牟田（本棟）  
(2) 所在地 大牟田市東新町一丁目7番外
- 3 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社イズミ 代表取締役 山西 泰明 広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号 外49者	株式会社イズミ 代表取締役 山西 泰明 広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号 外46者

**公告**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和6年8月16日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 届出年月日  
令和6年7月25日
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地  
(1) 名 称 ゆめタウン大牟田（別棟）  
(2) 所在地 大牟田市東新町二丁目28番外
- 3 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社イズミ 代表取締役 山西 泰明 広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号 外4者	株式会社イズミ 代表取締役 山西 泰明 広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号 外3者

- 4 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社イズミ 代表取締役 山西 泰明 広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号 外8者	株式会社イズミ 代表取締役 山西 泰明 広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号 外8者

**公告**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び飯塚中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和6年8月16日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 届出年月日  
令和6年7月25日
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地  
(1) 名 称 イオンモール直方  
(2) 所在地 直方市湯野原二丁目1番1号
- 3 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後

みずほ信託銀行株式会社 代表取締役 梅田 圭 東京都千代田区丸の内一丁目 3 番 3 号	みずほ信託銀行株式会社 代表取締役 笹田 賢一 東京都千代田区丸の内一丁目 3 番 3 号
--	---

4 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
イオン九州株式会社 代表取締役社長執行役員 柴田 祐司 福岡市博多区博多駅南二丁目 9 番 11 号 外 75 者	イオン九州株式会社 代表取締役社長 柴田 祐司 福岡市博多区博多駅南二丁目 9 - 11 外 128 者

**公告**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和 6 年 8 月 16 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
筑後市大字熊野字山ノ前1263番 3、1263番 4、1264番 1、1265番 1、1265番 7 から 1265番 10 まで、1268番 1、1269番 1、1270番 1、1271番、1272番 1、1272番 2、1273番 1、1274番 1、1274番 3 から 1274番 5 まで、1275番 1、1276番 及び 1277番、字塚根 1608番 2、1611番、1613番、1614番 1、1614番 2、1615番 1、1616番 1、1616番 3、1616番 4、1617番 1、1617番 2、1618番、1619番 1 から 1619番 3 まで、1619番 5 から 1619番 7 まで、1620番 1 から 1620番 4 まで、1621番 1、1621番 3、1622番 1、1623番 1、1624番 1、1624番 3 から 1624番 6 まで、1625番 及び 1626番 1 並びに字後古賀 1638番 4 並びにこれらの区域内の道路・水路である市有地の一部
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
筑後市大字長浜 2090 番地 7  
株式会社アクセス物流  
代表取締役 野田 陽介

**再 掲**

福岡県公告式条例（昭和25年福岡県条例第46号）第 4 条第 2 項において準用する同条例第 2 条第 2 項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

**福岡県告示第501号の3**

福岡県災害救助法施行細則に基づく救助の程度等（令和 2 年 3 月福岡県告示第 344 号）の一部を次のように改正し、この告示の日から施行する。

令和 6 年 8 月 7 日

福岡県知事 服部 誠太郎

第 1 の 1 の項(1)イ中「仮小屋を設置し、天幕を設営し」を「移動可能な施設、車両等を設置し」に改め、同ウ中「340円」を「350円」に改め、同項(2)ア(イ)中「6,775,000円」を「6,883,000円」に改める。

第 1 の 2 の項(1)ウ中「1,230円」を「1,330円」に改める。

第 1 の 3 の項(3)アの表夏季の項中「19,200円」を「19,800円」に、「24,600円」を「25,400円」に、「36,500円」を「37,700円」に、「43,600円」を「45,000円」に、「55,200円」を「57,000円」に、「8,000円」を「8,300円」に改め、同表冬季の項中「31,800円」を「32,800円」に、「41,100円」を「42,400円」に、「57,200円」を「59,000円」に、「66,900円」を「69,000円」に、「84,300円」を「87,000円」に、「11,600円」を「12,000円」に改め、同イの表夏季の項中「6,300円」を「6,500円」に、「8,400円」を「8,700円」に、「12,600円」を「13,000円」に、「15,400円」を「15,900円」に、「19,400円」を「20,000円」に、「2,700円」を「2,800円」に改め、同表冬季の項中「10,100円」を「10,400円」に、「13,200円」を「13,600円」に、「18,800円」を「19,400円」に、「22,300円」を「23,000円」に、「28,100円」を「29,000円」に、「3,700円」を「3,800円」に改める。

第 1 の 6 の項(1)イ中「50,000円」を「51,500円」に改め、同項(2)イ(ア)中「706,000円」を「717,000円」に改め、同(イ)中「343,000円」を「348,000円」に改める。

第 1 の 8 の項(3)イ中「4,800円」を「5,200円」に、「5,100円」を「5,500円」に、「5,600円」を「6,000円」に改める。

第 1 の 9 の項(3)中「219,100円」を「226,100円」に、「175,200円」を「180,800円」に

改める。

第1の11の項(4)ア中「3,500円」を「3,600円」に改め、同イ中「5,500円」を「5,700円」に改める。

第1の12の項(2)中「138,700円」を「140,000円」に改める。